

第7回思川開発事業生態系保全委員会 議事要旨

日 時：平成20年10月31日（金） 13：00～16：00

場 所：独立行政法人水資源機構思川開発建設所 会議室

出席者：三島次郎委員長、青木清治委員、小金澤正昭委員、齋藤隆史委員、
酒井豊三郎委員、杉田勇次委員、高橋滋委員(敬称略、五十音順)

議 事：

1. 前回委員会での指摘事項とその後の対応

事務局より、第6回委員会での指摘事項とその後の対応について説明があり、以下のコメントをした。

- ・環境巡視時の指摘事項への対応について、状況報告すること。

2. 環境保全計画書（環境レポート）の公表について

事務局より、環境保全計画書（環境レポート）の公表について説明があった。これに対し、以下のコメントをした。

- ・調査時期の記載は、季節はやめ、実際に調査を行った月とする。
- ・平成13年10月に公表した種リストと、平成20年8月に公表した種リストを合わせたリストを作成するべきである。
- ・今後の調査等で新たに見つかる種に対する姿勢についても、記載すべきである。

3. 環境保全対策の具体化について

3-1. オオタカの保全対策

事務局より、オオタカの保全対策について説明があった。これに対し、以下のコメントをした。

- ・保全対策案を再提示すること。

3-2. 付替県道の環境保全対策

事務局より、付替県道の環境保全対策の考え方について説明があった。これに対し、以下のコメントをした。

- ・保全対策の考え方は、費用対効果（通過交通量など）も考慮するべきである。
- ・日が当たる切土法面でクロヒナスゲを緑化に使用するのは難しい。
- ・メドハギ等を緑化に使用すると、比較的早期により状態となる。
- ・クズが入ると下草の植物が生えなくなってしまう、簡単には除去できないため、入れないように工夫すること。
- ・通行車両の速度を抑えることが、ロードキルには効果がある。

3 - 3 . 導水路取水放流工の環境保全対策

事務局より、導水路取水放流工の環境保全対策について説明があった。これに対し、以下のコメントをした。

- ・ 魚道の対象魚の選定については、栃木県の情報等も考慮する必要がある。
- ・ 実施した保全対策については、モニタリング、評価が必要である。
- ・ 迷入対策については、複数案の組合せも検討すること。

4 . その他の審議事項

4 - 1 . ムカシヤンマの保全対策

事務局より、ムカシヤンマの保全対策について説明があった。これに対し、以下のコメントをした。

- ・ B地点の個体をA地点へ移動させることは、A地点が飽和状態と考えられるため難しいと考えられる。
- ・ 草刈りをした場所の処置は、そのままの状態とし、状況を観察する。

4 - 2 . 新たな種が見つかった場合の取り扱い

事務局より、新たな種が見つかった場合の取り扱いについて説明があった。これに対し、以下のコメントをした。

- ・ 取り扱いフロー案の重要な種でない場合には、「対応なし」ではなく、「リストに記載する」とする。
- ・ 樹齢が長い植物についても保全の対象として、委員会で判断する必要がある。

5 . 報告事項

5 - 1 . 環境巡視

事務局より、環境巡視の状況と今後の計画について説明があった。

5 - 2 . 本年度の環境調査

事務局より、環境調査の実施状況について説明があった。

5 - 3 . 動植物ワーキンググループの活動

事務局より、動植物ワーキンググループの活動について説明があった。

5 - 4 . 移植作業の進捗状況

事務局より、移植作業の進捗状況と実施予定について説明があった。

以上